

財務及び内部統制調査の指摘事項(追加報告)

＜本年3月の全体報告で今後報告することとしていた譲渡対象の2病院関係＞

- 本調査を開始した平成24年9月時点で譲渡対象として選定されていた2病院については、他の病院の後に調査を行っており、その調査結果については本年3月の全体報告において「追って報告する」としていた。
- 以下の表にて、この2病院の調査結果を報告する。
- なお、この2病院は譲渡対象病院であり、地域医療機能推進機構の病院として運営されることはないため、会計処理の相互牽制体制が不十分であること等の内部統制に関する調査は実施していない(以下の表は、調査を行った項目のみ記載)。

(該当する指摘を受けた施設は「○」を付記)

	全社連	
	川崎 社会保険病院	健康保険 鳴門病院
I 原因が説明できない差額等についての指摘	◎	—
① 差額の原因調査を行う体制に関するもの	◎	—
・ 診療報酬の保険請求額と実際の入金額の差額について、差額の原因調査が行われていない。	○	
② 原因を説明できない差額及びその処理に関するもの	◎	—
・ 保険請求に係る医業未収金の3月末残高について、会計課が把握し決算に記載されている残高とあるべき残高との間に原因を説明できない差額がある。	○	
・ 平成23年度以前の決算において不明金について特別損失等の決算処理をせざるを得ない状況となったものの、不明金の発生原因の解明がされていない。	○	
・ 未収金について、病院では発生原因を解明した上で特別損失額を確定し、平成23年度決算で処理したということであるが、決算処理額の内訳となる証跡が残されていない。		
II 会計の体制・処理についての指摘	—	◎
② 問題がある会計処理についての指摘	—	◎
ii 簿外処理等に関するもの	—	◎
1) 治験受託料収入等に関するもの	—	◎
・ 治験受託料収入など病院に帰属すべき収入のうち、一部が簿外処理となっており、その後の使途が適切に把握・管理されていない。		○
2) 看護学生の実習受託料、貸付金に関するもの	—	—
・ 看護学生の実習受入れに係る受託料収入は病院に帰属すべきものであるが、一部が簿外処理となっており、その後の使途が適切に把握・管理されていない。		
・ 看護学生への貸付金(奨学金)について、貸付時に研究雑費として費用処理され、貸付金として資産計上されていない。また、個人ごとの貸付台帳を作成していない。		
③ 会計ルールの理解誤りについての指摘	—	◎
・ 期末の保留レセプト等について、発生主義による処理をすべきところを現金主義による対応としていた。		○
・ 減価償却費の計上誤り(耐用年数の決定誤り等)。		
・ 固定資産や棚卸資産等について実査が行われていない。台帳と現物の間に不一致が見られる。		○